

◎新潟県告示第1044号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 上越都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・24号大貫今池線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新潟県上越市東城町一丁目字乗国寺北、字寺東南、字土手端、字穴畑及び字坂口並びに南本町二丁目字関町及び字寺脇地内

(2) 使用の部分

なし